

必ずお読みください

令和元年11月15日

各位

宮崎地方検察庁 被害回復給付担当検察官

「犯罪被害財産支給手続開始決定通知書」について

1 はじめに

宮崎地方検察庁では、ホースバンク協会等と称する業者による出資法違反等事件の被害者の方々を対象に、被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしました。

この手続は、刑事裁判によって関連事件の犯人からはく奪した4475万8759円の給付資金の中から、この事件の被害者の方々に被害回復給付金として、その被害額に応じた金額を支給するものです。

掲載している「犯罪被害財産支給手続開始決定通知書」（以下「通知書」といいます。）などの書類は、今回の事件の被害に遭われた方々及びその可能性のある方々が、当庁へ申請するために掲載したものです。

書類をよくお読みになり、ご自分の被害が支給の対象に当たると思われ、被害回復給付金の支給を受けようとする場合は、令和2年3月31日までの申請期間内に、宮崎地方検察庁に支給の申請をしてください。

※ 検察庁その他の機関から、この支給手続に関し、金銭の支払いを請求することは、一切ありません（ただし、申請に必要な郵便切手代などは、各申請者の方のご負担となります。）。

宮崎地方検察庁などを名乗る架空請求には、くれぐれもご注意ください。

2 支給の申請について

(1) 支給の対象となる事件の「被害者」について

平成29年9月12日から平成30年2月21日午前6時16分までの間に、出資法違反等事件の犯人らから指定された口座に出資金等として振込入金するなどした方を被害者としています。

(2) 支給の対象となる事件について

通知書4に、犯人らが使っていた業者名、携帯電話の番号、振り込ませた銀行口座が記載されています。これらを確認の上、申請するときの参考にしてください。

なお、これらの銀行口座などは、現時点において宮崎地方検察庁が支給の対象となる事件で使用されたと把握しているものです。ご自分の被害が、今回の事件による支給の対象であると考えられる場合は、通知書4に記載されている架空会社などと一致しなくても、申請していただくことは可能です。

ただし、審査の結果、今回の支給の対象外であると判断された場合には、支給を受けられないこととなりますので、あらかじめご了承ください。

(3) 申請方法について

① 「被害回復給付金支給申請書」及び「被害状況別紙」に、それぞれの記入要領を参考にして必要事項を記入してください。

② 本人と確認できる書類（運転免許証など）のコピー及び被害に遭われたことが分かる書類（振込明細書など）のコピーなどをご用意ください。添付書類については、同封の「被害回復給付金支給申請書記入例・記入要領」及び「添付書類確認シート」で確認してください。

③ 令和2年3月31日までの支給申請期間内までに、①の申請書・被害状況別紙及び②の書類等を、宮崎地方検察庁に直接持参するか、

〒880-8566 宮崎市別府町1番1号

宮崎地方検察庁 被害回復給付金事務担当

宛に郵送してください（当日消印有効。申請者において郵便切手代をご負担願

います。なお、料金不足の場合は受け取ることができません。)

※ 検察庁に提出された書類は、お返しできません。

被害回復給付金支給申請書及び被害状況別紙は原本を提出してもらいますが、添付書類はコピーを提出し、原本は必ずお手元に保管してください。

ただし、戸籍謄本・抄本、委任状等、原本の提出が必要なものもあります。

(4) 申請内容の変更について

申請書を提出した後に住所や氏名などに変更があった場合は、できるだけ早く、変更前と変更後の住所や氏名などを記載した書面を、その変更内容を確認することができる資料（住民票、戸籍謄本、公共料金の領収書写しなどの書類）を添えて、宮崎地方検察庁に提出してください。

(5) 申請後の手続について

支給申請期間内に申請書を提出していただいた方々については、被害回復担当検察官が、支給の対象になるかどうかを審査し、その結果を通知した上、その後改めて被害回復給付金の支給を行うこととなります。

3 留意していただきたい事項

(1) 申請をされた場合でも、検察官が申請内容を審査した結果、今回の支給の対象外であると判断した場合には支給することができませんので、あらかじめご了承ください。

(2) また、この支給手続は、被害に遭われた方々に、給付資金4475万8759円のうち、手続に必要な費用を差し引いた額の中から、被害に遭われた方それぞれの被害額に応じた額を支給するというものです。申請された方々の被害額の総額が、給付資金から手続に必要な費用を差し引いた金額を上回る場合には、それぞれの被害額の割合に応じた金額が支給されることになり、被害に遭わ

れた全額を支給することはできません。

4 お問い合わせ先

申請に関して不明な点がありましたら

〒 880-8566 宮崎市別府町1番1号

宮崎地方検察庁 被害回復給付金事務担当

電話番号 0985-29-3591 (給付金専用ダイヤル)

0985-29-2131 (宮崎地方検察庁代表)

申請・電話受付時間

月曜から金曜日 (祝祭日を除く) 9時30分～12時00分

13時00分～17時00分

までご遠慮なくお問い合わせください。

また、**検察庁のホームページ (<http://www.kensatsu.go.jp/>)**内の「被害回復給付金支給制度」のページにも説明がありますので、ご覧ください。